

(改善措置)

今後も、滞納を防止するため滞納者の状況を把握し、訪問徴収及び本課へ呼び出での納入指導を積極的に行う。新規発生防止策として、新規入居者には徴収嘱託員が訪問して納入通知書を直接手渡すこととし、未納が発生しないよう重ねて納入の説明を行うこととした。滞納額が支払えないほど多額になる前に早期に法的措置を講じることで、支払いを促すこととした。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会高校教育課	平成15年7月11日及び7月23日	平成15年10月1日
(報告公表事項)		
育英資金貸付金の未収金（平成14年度末現在 24,467,782円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
未収金解消のため、文書・電話・夜間訪問、連帯保証人への請求等による督促強化を行い、更に、関係学校に対しても返還についての協力を依頼する等、引き続きその解消に努める。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会人権同和教育課	平成15年6月20日及び7月1日	平成15年10月1日
(報告公表事項)		
地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金（平成14年度末現在 31,001,905円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
返還金の未収解消については、返還事務等を依頼している関係市町村を直接訪問のうえ、状況の把握、督促状の送付及び制度内容や返還事務の再周知などに一層の協力依頼を行った。併せて、新規の滞納者を出さないために、新たに分割返納も可能とするとともに、返還決定時期の早期化による納付期間の確保を図るなどにより、引き続き未収金の解消に努める。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
警察本部	平成15年8月4日～6日及び8月12日	平成15年10月1日
(報告公表事項)		
道路設備の損壊に係る損害賠償金の未収金（平成14年度末現在 13,242,475円）について、今後とも債務者の経営状況等の実態把握を行い、未収金の回収に努めること。		
(改善措置)		
債権を引き継いだ会社に昨年までは営業活動が認められ、僅かではあるが営業利益が計上されている模様であったが、差押えの対象となる資産等がほとんどなかったため、顧問弁護士と協議しながら、その動静について、定期的に実態把握を行っていたところである。		
しかしながら、平成15年6月及び11月に行った調査結果では、会社は登記上は存続しているものの営業活動を休止しており、差し押さえる資産についてもない状況にある。		
現時点で、差押えなどの措置を講ずるには、取引先確認、債権発生時期把握等様々な問題があり、一朝一夕には処理できないが、経費等を考慮しながら早期回収に向け所要の措置を講じていきたい。		

水俣市土石流災害検討委員会公告第2号

第2回水俣市土石流災害検討委員会を次のとおり開催する。

平成15年12月19日

水俣市土石流災害検討委員会

- 開催日時
平成15年12月26日（金）
午後2時00分から
- 開催場所